

ザイムブレーション(株) 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和11年11月30日までの5年間
2. 内容

目標1:将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し周知を図る。

〈対策〉

- ・ 令和6年12月 ～ 従業員への聞き取り調査、検討開始
- ・ 令和7年 4月 ～ 制度に関するパンフレットの作成・配布し全従業員への周知

目標2:看護休暇取得可能日数について、対象者が1名の場合は6日、対象者が2名以上の場合は11日と、法を上回る日数分取得できるようにする。

〈対策〉

- ・ 令和7年 1月 ～ 育児介護休業規程を改正施行する